

*テーマ：文字商標の外観類似

【類似性】

外観類似は、通常、図形商標やデザイン化された文字商標について行なわれる判断基準であるが、文字商標についても、例えば「C」と「G」のみの相違の場合や 1 文字の有無、ハイフン等の記号の有無の場合、外観類似が問題になることがある。

類似性（＝：類似、X：非類似）

対象商標	類 否	関連商標	ク ラ ス	審判番号	メモ
CyberShoot サイバースhoot	=	Cyber - shot	9	2003-90624	ハイフンの有無、「S」が大文字小文字の相違、「o」が1つ多いかどうかの差に過ぎないので外観が類似する。
セレブロール CEREBROL	=	セレブコール CEREBCOL	5	2002-90909	欧文文字部分は 8 文字中、6 文字目が「R」か「C」の差に過ぎないので外観が類似する。
GUMCURE ガムキュア	=	ガムケア GUMCARE	3	2002-90575	欧文文字 7 文字中、5 文字目が「U」と「A」の差に過ぎず、離隔的観察では外観が類似する。
RICHARD	=	RICARD	旧 28	H02-21555	中間の「H」の有無の相違であり、離隔的観察では外観が類似する。
RONDRA	=	RONDA	旧 23	S55-18832	腕時計などにおける商標表示は文字盤上の小さなスペースに小さな文字によってなれる実情がある。相違する「R」の文字は中間にあって見過ごしやすいので概観が類似する。
	=		9	2007-900191	
IPEA イペア	=	IPIA イピア	3	2008-18455	
ダーマサイエンス	=	ダーマルサイエンス	3	2008-600030	判定
	=		25	2008-300287	不正使用取消。本来の表示は標準文字で「MIKI SPORTS CLUB」。
S!Movie	X	S!(図)	9	2007-16677	「S!」の共通性により外観類似とした原査定を取り消す。
CROSSXBEAM	X	CROSSBEAM	9	2004-23303	対象商標中の中央部に表わされた「X」の文字により外観上識別可能。
COMFORTREL	x	コンフォレル COMFOREL	22	2002-90859	欧文文字部分を比較しても、「TR」の2文字の有無の差異があるので外観も非類似。